



兵労発基 0821 第 1 号
令和 8 年 8 月 2 1 日

兵庫地方最低賃金審議会
会 長 山 口 隆 英 殿

兵 庫 労 働 局 長
金 成 真 一

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、宝塚地区労働組合総連合、兵庫県労働組合総連合、兵庫県国家公務員関連労働組合共闘会議、国土交通労働組合近畿港湾空港支部神戸港湾分会、国土交通労働組合近畿港湾空港支部、全法務省労働組合近畿地本神戸支部、尼崎地区労働組合総連合、地域労組ユニオン尼崎、全日本建設交運一般労働組合関西支部神戸西分会、建設交運一般労働組合関西支部井住分会神戸班、全日本建設交運一般労働組合西宮支部、郵政産業労働者ユニオン兵庫県協議会、郵政産業労働者ユニオン尼崎支部、郵政産業労働者ユニオン兵庫南支部、郵政産業労働者ユニオン神戸中央支部、郵政産業労働者ユニオン兵庫支部香寺分会から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項及び第 12 条による異議の申出がありましたので、貴会の意見を求めます。